

(様式第4号)

上田市子ども・子育て会議 会議概要

1 審議会名	平成26年度第5回上田市子ども・子育て会議
2 日時	平成26年10月17日(金) 午後1時30分から午後3時00分まで
3 会場	ひとまちげんき・健康プラザうえだ庁舎 2階 多目的ホール
4 出席者	堀江副会長、石井委員、神原委員、田口委員、丸山委員、水野委員、矢ヶ崎委員、清水委員、下村委員、竹内委員、武田委員、大塚委員、牧内委員、白瀬委員、宮下委員
5 市側出席者	田口こども未来部長 【保育課】宮澤課長、堀内係長、市川主査 【子育て・子育て支援課】樋口課長、小林子課長補佐、羽毛田係長、堀内係長、吉澤係長、井出主査、古畑主査 【学校教育課】倉島課長、白鳥係長 【健康推進課】宮澤係長 【福祉課】小山係長
6 公開・非公開	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	平成26年10月22日

協議事項等

会議内容

1 開会(保育課長)

配布資料

- ・次第
- ・資料1「上田市子ども・子育て支援事業計画(骨子素案イメージ)」
- ・資料2「第4章 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方(案)」
- ・資料3 A3版「計画の体系(案)」
- ・資料4 今後のスケジュール

2 議事(進行 副会長)

上田市子ども・子育て支援事業計画素案について

資料1「上田市子ども・子育て支援事業計画(骨子素案イメージ)」について事務局より説明する。

- ・第1章(P1 - P3) 本計画は、子ども・子育て支援法と次世代育成支援対策推進法(上田市未来っ子がやきプランの内容を引き継ぐ)に位置づける。
- ・第2章(P4) 上田市次世代育成支援後期行動計画の状況・評価については、特定事業の進捗状況を記載してある。今度、評価に関する記載を加える予定である。
- ・第3章(P5 - P21) 上田市の子ども・子育てを取り巻く環境については、市の人口、人口動態などの統計データ、教育・福祉施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況並びにニーズ調査の結果概要などを掲載する予定である。
- ・第4章(P22) 子ども・子育て支援の基本的な考え方については、資料2で説明させていただく。
- ・第5章(P23 - P26) 教育・保育施設の充実については、これまで協議いただいた提供区域の設定、1号から3号認定までの量の見込みと確保の方策について記載する予定である。
- ・第6章(P27 - P35) 地域子ども・子育て支援事業の充実については、これまで協議いただいた提供区域の設定、各事業の量の見込みと確保の方策について記載する予定である。
- ・以上の内容について、今後、数値、図、文章等の追加を行う予定である。

資料2「第4章 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方(案)」について事務局より説明。

・第4章 1 基本理念等について(P1~P2)

- 1 基本理念として「すべての子どもが笑顔でしあわせに暮らせるまち」
- 2 大切な視点として「子の育ちの視点」、「子育ての視点」、「地域・社会の視点」の3つの視点
- 3 基本目標として5つの目標

以上についてそれぞれ記載する予定である。

- ・基本目標1から基本目標5までの各内容(P3からP29)については、各施策に関する現状と課題を市の担当課ごとに記載してある。各内容については、本日の全体会終了後に開催する部会において事務局より説明させていただく。各委員には、本日の会議後、改めて各自で検討いただき意見の提出をしていただきたい。

資料2、資料3 A3版の「計画の体系(案)」に関する質疑を行う。

意見1:(委員)

- ・幼稚園教諭、保育士等の質の向上について、これまでの会議にて発言してきたが、体系案において取り入れていただけて良かった。
- ・未満児保育の充実と早期職場復帰を希望する母親の支援について盛り込んでどうか。

回答:(保育課長)

- ・未満児の入園率は毎年増加している。これまでの保育・教育部会において、この対応として保育園の施設整備と保育士の確保を行うことが重要であると説明させていただいた。基本目標1「すべての子どもの健やかな成長を支えます」の基本施策(2)「就学前教育・保育の質の向上」などで未満児保育の充実に関する記述を取り入れたい。

回答:(子育て・子育て支援課長)

- ・母親の早期職場復帰については、基本目標5「仕事と家庭が両立できる環境を整えます」の基本施策「ワーク・ライフ・バランスの推進」「出産・育児後の職場復帰支援等」において記述を取り入れたい。

意見2:(委員)

- ・基本目標1「すべての子どもの健やかな成長を支えます」の基本施策(4)「児童の健全育成」では、放課後児童対策のみが取り上げられている。児童館、児童センター事業は、0歳から18歳までの子どもを対象とする児童健全育成事業である。多くの子どもが利用する施設であるため取り上げていただきたい。

回答:(倉島学校教育課長)

- ・児童館、児童センター事業の記述について対応したい。

意見3:(委員)

- ・放課後児童対策の課題として、障がい児の受入、職員の質の向上、職員の確保が挙げられると思う。また、国において職員の資格整備について話が進んでいる。上田市の良い点は小学校区ごとに放課後児童クラブが設置されていることである。一方で利用者が利用できるサービスに差があることが課題であると思う。資料を見た感想なので、回答は結構です。

意見 4 : (委員)

- ・国は、地域包括ケアの推進を進めるが、子育て支援における高齢者との関係、地域全体での子育て支援との関係での記載は検討しているのか。

回 答 : (こども未来部長)

- ・子ども子育て支援事業計画における地域の高齢者との関係については、保育園等における園児との交流などが考えられるが、地域包括ケアの視点については検討していない。

意見 5 : (委員)

- ・児童虐待について質問したい。虐待が疑われる家庭に対してどの程度の強制力を行政は保持しているのか。

回 答 : (子育て・子育て支援課長)

- ・虐待に関する保護などの権限については、主に児童相談所にある。市が直接何らかの措置を講ずるということは難しい面があるものの、虐待に関する通報があった場合 48 時間以内に必ず児童の安否確認を行うことになっている。市に通報があった場合は、児童相談所への連絡を行うとともに直ちに安否確認を行う。
- ・保育園や学校などに通う子どもの場合は、職員の方に御協力いただき安否確認を行っている。子どもの体にケガなどがあれば、写真による記録や校医等の診断を受けるなどの対応をしている。

意見 6 : (委員)

- ・基本目標 4 「地域全体で子育てを支えます」の基本施策 (2) 「子育てしやすい環境整備」 「安心して外出できる環境整備」の内容について教えていただきたい。

回 答 : (子育て・子育て支援課長)

- ・授乳とオムツ換えができる赤ちゃんステーションの事業内容に関する周知と設置事業者の拡大。バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進などである。

意見 7 : (委員)

- ・基本目標 1 「すべての子どもの健やかな成長を支えます」の基本施策 (1) 「母子の健康増進及び医療の充実」についてだが、母親の健康は子どもの健康と比べて、「二の次」とされがちである。母親の健康増進に関する記載の検討はしないのか。

回 答 : (保健推進担当係長)

- ・母親の健康に関する記載を検討したい。

意見 8 : (委員)

- ・計画の体系 (案) を考える時、「子どもの視点」、「親の視点」、「社会の視点」となっているが、内容は分離しているものではなく関連しているものとする。記載、表現において誤解を受けないようにしていただきたい。

意見 9 : (委員)

- ・これまでは障がい児としての進路決定が行われていた時代であった。現在は、児童福祉法に定める児童としての権利という考えが先にある。インクルーシブという視点、包括的に子どもを考え

ることが主流となっている。

- ・計画の体系（案）では、基本目標1と基本目標2に分かれている。子ども全体の枠組みの中に障がいのある子、発達について支援を必要とする子がいるという位置付けが良いと考える。

（副会長）

- ・基本目標1の中に基本目標2が入る形が良いという意見です。

回答：（子育て・子育て支援課長）

- ・社会の流れが変化していることは承知している。今回のものが最終案ではないので、改めて構成について検討させていただきたい。

意見10：（委員）

- ・基本目標1の基本施策(2)「就学前教育・保育の質の向上」にかかわる資料2P7の《主な事業》において、保育園、保育士のみ記載されている。「幼稚園、幼稚園教諭」の記載をしていただきたい。
- ・資料2P9の《主な事業》において、「幼稚園の園開放」の記載をしていただきたい。幼稚園においても園の開放を積極的に実施している。
- ・資料2P12の《主な事業》において、「幼稚園教諭の定期的な小学校への派遣」の記載をしていただきたい。

回答：（保育課長）

- ・記載するよう検討する。

意見11：（委員）

- ・放課後児童クラブは、全小学校区にある地域に根ざした施設だと考える。基本目標1「すべての子どもの健やかな健康を支えます」の基本施策(4)「児童の健全育成」にとどまらず、基本目標3「安心して子育てができる環境を整えます」や基本目標4「地域全体で子育てを支えます」にも当てはまると思う。この計画の体系（案）では、事業間のつながりが見えづらいと感じる。

回答：（学校教育課長）

- ・計画の体系（案）については、様々な施設や事業が複数の施策内容に関係している。記載をするにあたり、主にどのような分野に該当するかという視点で放課後児童対策を児童健全育成に位置づけた。計画の体系(案)は全体に係ることであるため検討させていただきたい。放課後児童対策の内容などは施策の内容の部分で記載するようにしたい。

意見12：（委員）

- ・基本目標5「仕事と家庭が両立できる環境を整えます」の基本施策「ワーク・ライフ・バランス」（資料2P27）に関連し、育児休業の取得困難、残業問題、職場復帰が困難である問題の背景は企業側にあると思う。現状は資料のとおりと考える。ただし、施策の内容について記載の内容をみると、求職者側の視点のみで述べられている。法律で定められたことを行っていない違法事業所が存在している。その点に関して、労働局などが事例や資料、意見を持っている。記述にあたり、求職者からの視点だけでなく事業所の視点やそれへのアプローチという考え方も可能ではないか。

(副会長): 資料2 基本目標1から基本目標5までの各内容(P3からP29)に関する細かな説明は、この後に開催する部会において事務局より行っていただく。本日説明のあった資料1、資料2、資料A3版「計画の体系(案)」に関する意見、要望は、各自で事務局へ提出していただくようお願いいたします。これで本日の議事を終わります。

3 事務連絡(事務局より)

- ・意見提出については、10月31日(金)までに本日配布の用紙またはメールなどにより(提出方法の形式は問わない)事務局へ提出をしていただきたい。
- ・本日の配布の(案)に対する御意見等について検討・反映した新たな案を11月末に各委員へお送りする。次回12月12日(金)の会議で検討いただきたい。
- ・12月中旬以降にパブリックコメントを実施し、最終案を来年2月13日(金)の会議で御検討いただく。

(以上 全体会終了)